

令和7年度ごみ収集カレンダー

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

可燃ごみ

毎週月・木曜日

白糖・ひとみの里・砂子又・大利・早掛平
向野・目名・高間木・立山・尻労・襲部
石持・鹿橋・蒲野沢・桑原

毎週火・金曜日

老部・小田野沢・上田屋・下田屋・豊栄
石蔵平・一里小屋・上田代・下田代・猿ヶ森
尻屋・岩屋・野牛・古野牛川・入口・稲崎・東栄

不燃ごみ

毎月第1・3水曜日

全 地 区

粗大ごみ

毎月第2水曜日

全 地 区

4月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				

5月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

6月	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

7月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

8月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

9月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

10月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

11月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	

12月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

1月 (令和8年)	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

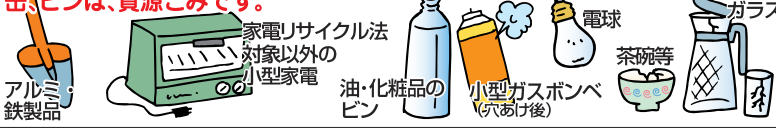
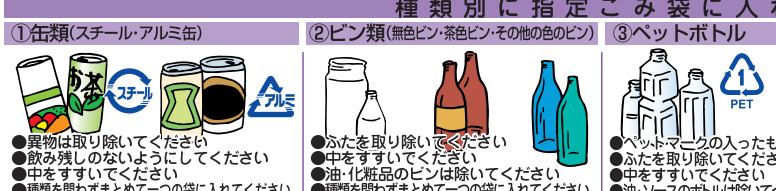
2月 (令和8年)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	

3月 (令和8年)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

資源ごみ

曜日	地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月	老部	7・21	5・19	2・16・30	14・28	11・25	8・22	6・20	3・17	1・15・29	12・26	9・23	9・23
	上田屋・下田屋・豊栄・石蔵平・一里小屋	14・28	12・26	9・23	7・21	4・18	1・15・29	13・27	10・24	8・22	5・19	2・16	2・16・30
火	高間木・立山・目名・向野・大利・早掛平	1・15・29	13・27	10・24	8・22	5・19	2・16・30	14・28	11・25	9・23	6・20	3・17	3・17・31
	尻労・襲部	8・22	6・20	3・17	1・15・29	12・26	9・23	7・21	4・18	2・16・30	13・27	10・24	10・24
木	岩屋・尻屋・野牛・古野牛川・入口・稲崎・東栄	10・24	8・22	5・19	3・17・31	14・28	11・25	9・23	6・20	4・18	8・22	5・19	5・19
	小田野沢・猿ヶ森・下田代・上田代	3・17	1・15・29	12・26	10・24	7・21	4・18	2・16・30	13・27	11・25	15・29	12・26	12・26
金	白糖	4・18	2・16・30	13・27	11・25	8・22	5・19	3・17・31	14・28	12・26	16・30	13・27	13・27
	石持・鹿橋・蒲野沢・桑原・ひとみの里・砂子又	11・25	9・23	6・20	4・18	1・15・29	12・26	10・24	7・21	5・19	9・23	6・20	6・20

ごみの区分とお願い

区 分	代 表 的 な ご み の 種 類	出 し 方 の 注 意
もえる 可燃ごみ 白色半透明の 村指定のごみ袋で	新聞・雑誌・紙パック、ダンボール、ペットボトルは、資源ごみです。 	●もえるごみ用(白色半透明・青色印刷)村指定ごみ袋を使用し、地区名を記入して出してください。 ●生ごみを、ごみとして出すときは、よく水をきり、紙袋等(スーパー、小売店等の買物袋など)に入れ、口を結んで、村指定ごみ袋に入れて出してください。 ●紙おむつは、汚物を取りのぞいてから出してください。 ●ごみが散乱しないように、袋の口を結ぶかしばって出してください。 ●食用油は固めるか、紙等にしみ込ませるなどして出してください。
もえない 不燃ごみ 無色透明の 村指定のごみ袋で	缶・ビン類は、資源ごみです。 	●もえないごみ用(無色透明・赤色印刷)村指定ごみ袋を使用し、地区名を記入して出してください。 ●ごみが散乱しないように、袋の口を結ぶか、又はしばって出してください。 ●割れたガラス等は危険ですので、紙等に包んでから村指定ごみ袋に入れて出してください。 ●小型ガスボンベ(スプレー缶類)は使いきってから屋外で穴をあけてください。
粗大ごみ 粗大ごみ処理券で	イス、小型テーブル、布団等、ストーブ、自転車 	●粗大ごみ用(無色透明・赤色印刷)粗大ごみ処理券を使用し、地区名、氏名等を記入して収集場所に出してください。
資源ごみ 無色透明の 村指定のごみ袋で	種類別に指定ごみ袋に入れてください 	●新聞(チラシ)・ダンボール・雑誌を除く ①缶類(スチール・アルミ缶) ②ビン類(無色ビン・茶色ビン・その他の色のビン) ③ペットボトル ④紙パック ⑤ダンボール ⑥新聞(チラシ) ⑦雑誌 ⑧雑紙 ⑨白色トレイ ●水洗いで乾かして出してください

粗大ごみ	たて・よこ・高さが70cm×70cm×120cm以上のもの 木製品(木製家具、机、樹木、廃材、ソファ、ベッド、テーブル)、 家電リサイクル法対象以外の大型電化製品(ステレオ・大型ストーブ等)、 乳母車、量等	1m×1m×2mの大きさにして、 自己搬入、又は許可業者に依頼してください。
事業系ごみ	事務所・商店のごみ、旅館のごみ、寮のまかないごみ等	自己搬入、又は許可業者に依頼してください。
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計及び温度計、釣り用鉛	回収箱の設置してある公共施設へ持ち込みしてください。
処理できないごみ	産業廃棄物、医療廃棄物、タイヤ、バッテリー、消火器、自動車、 オートバイ等エンジンのついたもの、ガスボンベ、スプリングマット、 コンクリート、石こうボード、壁材等 家電リサイクル法によるもの(冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン、 洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン本体及びディスプレイ	購入店、又はいずれかの処理専門業者にご相談ください。 処理専門業者 ・有限会社 中里磨吉社 TEL27-2057 ・株式会社 快清 TEL27-3515 ・株式会社 東通環境開発 TEL27-2778

ごみ処理施設「クリーンセンターしもきた」 [愛称: まさかーる] への自己搬入について

- 搬入時間: 午前9時～午後4時30分
※月～土曜日(祝祭日も可)
※日曜日及び12月31日～1月3日は休みです
- 処理手数料: 10kgにつき50円(税抜)
- 家庭ごみ、事業系一般廃棄物に関しても全て搬入確認が必要となりますので、健康福祉課で交付を受けてください
※一部の地域でも搬入確認証を発行しています
※建築廃材(廃木材、トタン類、建具等)の搬入の際は、事前連絡が必要ですので、小屋などを解体するときは、事前に健康福祉課へ問い合わせください
- 透明又は半透明の袋を使用してください
※段ボールや黒い袋など中身の見えない容器での持ち込みは禁止です
- ごみの区分に従い、分別してから持ち込んで下さい
- 住所: むつ市奥内字今泉75番地

注意事項

- ごみは午前8時までに収集場所に出してください。
- 決められた収集日以外の日には絶対にごみは出さないでください。
- 事業系一般廃棄物のごみは廃棄物処理法で事業者処理責任があることと定められています。村では回収しませんので村内の収集場所には少量でも出すことはできません。
- 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみは分別して出してください。
- ごみ収集場所ではごみ捨てはありません。みんなで協力して清潔にしましょう。
- 不法投棄は法により罰せられます。不法投棄の状況を目撃した方は日時、場所、車両番号、不法投棄者(トラックなどに書いてある名称)を清掃センターか、むつ警察署(22-1321)へ至急通報してください。

ごみに関する問い合わせは、東通村清掃センター ☎28-5800 (健康福祉課内) までお願いします

家庭ごみ収集運搬事業は「電源立地地域対策交付金事業」を活用しております。

地球にやさしい再生紙と植物油インキを使用

ごみの減量化に協力してください。●生ごみを捨てる時は、水切りをしましょう。●使えるものは最後まで使いきるようにしましょう。

ごみは分別して指定ごみ袋に入れて出してください。